

## 時給制契約社員に関する年末臨時手当の精算について

### 1 概要

白根郵便局において、時給制契約社員の年末臨時手当（2016.12.9支給）について支給額に誤りが発生し、12月月例で差額追給することとなった。

### 2 経緯

- ・11月18日(金) 年末臨時手当支給準備の指示文書(2016-日給厚8(2016.10.27))に基づき、11月分の勤務時間報告を見込みで実施。
- ・12月5日(月) 12月支給の時給制契約社員の勤務時間報告を終了。
- ・12月7日(水) 賃金台帳、給与明細書等をシステムから印字。
- ・12月9日(金) 数名の時給制契約社員から「今回の臨時手当の金額が6月期よりも少ない」との照会があり、確認作業をしたが原因は分からず、支社評価・給与担当へ照会した結果、12月22日支給の月例給与に精算分として計上されていることが判明。

### 3 原因

見込みで入力した11月実績により計算した臨時手当と、確定した11月実績により再計算された臨時手当との差額が自動的に計算されるものと認識していたため、見込み入力の際、実際勤務日数は入力したが、基本賃金額を入力しなかったため。(本来は、直接入力ではなく業務支援システムからの送信)

### 3 精算対象者

郵便部時給制契約社員 27名(内務9名、外務18名)

### 4 精算額(追給額合計)

416,071円(最高額:22,652円、最低額:2,574円)  
(内務:88,967円、外務:327,104円)

### 5 社員説明

局長及び総務部総括課長から、時給制契約社員一人ひとりに対して内容説明及び謝罪を行い、了解いただいた。(12月13日終了)

### 6 再演防止

見込み入力する際は、非正規社員管理システムの臨時手当計算用基礎データへの直接入力を行わず、業務支援システムによる送信により実施し、賃金台帳を速やかに印字して、計算内容の精査を徹底する。